

岩手県支部

岩手県内の「農商工連携」事例に関する調査研究

国の施策として「農商工連携」が取り上げられたのは、平成 20 年度のことである。「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（「農商工連携促進法」）が平成 20 年 7 月 21 日に施行され、20 年度、21 年度に東北地方で 31 の事例が認定を受けて各種の支援を受けて事業を軌道に乗せている。岩手県内でも、これまでに認定を受けた事例が 2 件あり（中小企業者、農林漁業者ともに岩手県内の業者）、このほかに県境を越えた事例（農林漁業者が岩手県、中小企業者が宮城県）が 1 件ある。今後もさらに認定を受ける事例が増えてくるものと期待されている。

本報告書は、第 1 部の「総論」で、国の施策としての「農商工連携」の概要と県内の認定事例（3 件）の紹介、および岩手県の施策である「いわて農商工連携ファンド」の概要と認定事例（4 件）を紹介している。

第 2 部の「各論」では 6 件の事例について調査研究した内容について述べているが、このうちの 2 件は上記の認定事例であり、他の 4 件は認定事例とは関係なく、「農商工連携」の事例を独自に取り上げたものである。

- 第 1 部 総論 1.国の施策としての「農商工連携」
2.いわて農商工連携ファンド
- 第 2 部 各論 1.有機質肥料の開発製造と地域ブランド化の活動
2.「食用ほおずき」で地域おこし
3.アロニア（盛岡ベリー）による地域活性化
4.和山高原そばの原料栽培から商品化までの一貫対応を実現
5.集落営農会社の先駆的取組と食品加工販売
6.糖類無添加梅酒の開発に成功

研究提言からの抜粋

- ・「変わる」強い農家は、①多くの種類の作物を作れる技術がある②過去の成功体験に依存しない③市場価格の変化に耐えられる原価で作り出せる④「辞める」または「譲る」という判断ができる
- ・「地域の資源を、その価値に見合った対価と交換するための連携・しくみづくり」が農商工連携である。
- ・いくら良い製品を作っても、売れなければ仕方がないので、販売と生産の両面から計画作りをしなければならない。
- ・農商工連携においては、4 つの共有化（①心の共有化②利害・メリットの共有化③体験・空間の共有化④計画の共有化）が大切である。